明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（財務省組織令の一部改正）

第五十八条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条に次の六号を加える。

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

五　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

六　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

七　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

八　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

九　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十七条の規定に基づき行う同法第二条第二項に規定する特例納付保険料及び延滞金の徴収に関すること。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五十九条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十条」を「第百三十条の二」に、

「第二章　外局
第一節　社会保険庁
削除
内部部局（第百五十八条―第百六十二条）
施設等機関（第百六十二条―第百六十三条）
地方支分部局（第百六十三条―第百六十五条）
第二節　中央労働委員会事務局
特別な職（第百六十六条）
内部部局（第百六十七条―第百七十一条）
特別な職（第百七十二条）
第三節　内部部局（第百七十三条―第百七十六条）
特別な職（第百七十七条）
第四節　内部部局（第百七十八条―第百八十条）
特別な職（第百八十一条）
第五節　内部部局（第百八十二条―第百八十四条）」

に改める。

「第二章　中央労働委員会事務局
第一節　特別な職（第百五十七条）
第二節　内部部局（第百五十八条―第百六十四条）」

を

「第二章　中央労働委員会事務局
第一節　特別な職（第百五十七条）
第二節　内部部局（第百五十八条―第百六十四条）」

に改める。

第七条第一項第十七号中「社会保険庁」を「年金局」に改める。

第十条第十五号中「社会保険庁」を「年金局」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　年金特別会計の児童手当勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第十三条第一号中「社会保険庁」を「年金局」に改め、同条第二号中「政府が管掌する」を削り、「社会保険庁」を「年金局」に改め、同条に次の一号を加える。

八　年金特別会計の健康勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第十四条第一号及び第二号中「（社会保険庁の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

七　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関すること。

八　全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関すること（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に関する部分に限る。）。

九　日本年金機構の組織及び運営一般に関すること。

第十四条に次の三号を加える。

十一　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の組織及び運営一般に関すること。

十二　年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

十三　年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第十八条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、年金管理審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、年金管理審議官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　年金管理審議官は、命を受けて、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第三十三条の二第八号中「（同項第二号イに掲げる職員をもって組織するものに限る。）」を削る。

第六十三条第五号中「社会保険庁」を「年金局」に改める。

第六十四条第四号中「運営一般」の下に「並びに船員災害防止協会の監督及び助成」を加える。

第九十七条第四号中「社会保険庁」を「年金局」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　年金特別会計の児童手当勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第百六条第二号中「及び社会保険庁」を削る。

第百十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　年金特別会計の健康勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第百二十条第二号中「政府が管掌する」を削り、同条第六号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同条第七号を削る。

第百二十二条第一号中「政府が管掌する」を削る。

第百二十三条第一号中「政府が管掌する」を削り、「並びに健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の」を「及び」に、「社会保険庁」を「年金局」に改める。

第百二十四条中「五課」を「七課」に、「数理課」を「数理課　事業企画課　事業管理課」に改める。

第百二十五条第四号を削り、同条第三号中「並びに厚生年金基金（企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）及び国民年金基金（国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）の積立金（第七号において「厚生年金基金等積立金」という。）の運用」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　年金局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第百二十五条第七号及び第八号を削り、同条第九号を同条第七号とする。

第百二十六条第三号中「厚生年金基金」の下に「（企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）」を、「国民年金基金」の下に「（国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第百二十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関すること（外国との社会保障に関する協定の実施に係るものに限る。）。